

避難生活のトイレ課題

2026.6.1

加藤 篤（NPO法人日本トイレ研究所 代表理事）

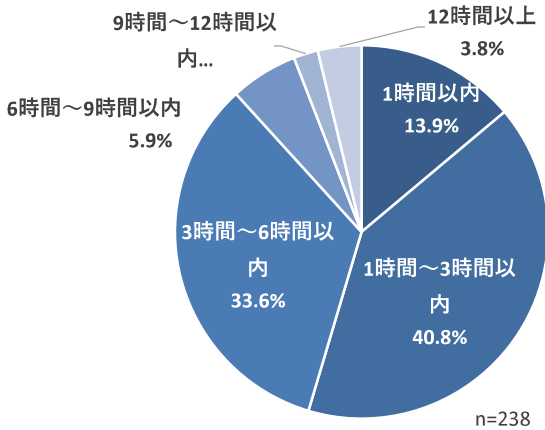
トイレ対策を検討する上で重要な5つのポイント

- 1 トイレはかなり早い段階で必要
- 2 外部支援は、すぐに来ない
- 3 トイレは命と人権にかかわる
- 4 複数の災害用トイレを組み合わせる
- 5 物の確保から、利用できる状態の確保へ

トイレ対策の前提 「トイレが必要になるタイミングは、かなり早い」

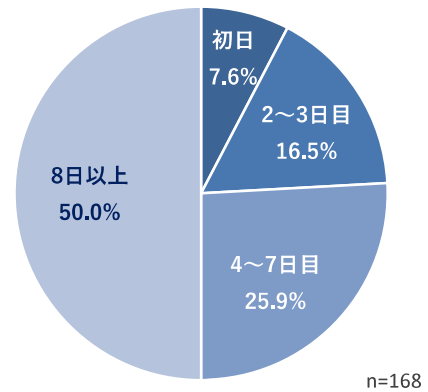
3時間以内に54.7%が行きたくなる

Q1. 地震発生後、最初にトイレに行きたいと感じた時間はどのくらいですか？ (SA)



8日間以上、トイレが来ない50.0%

Q6. 仮設トイレやトイレ車両が来たのは、発災後何日目ですか？ (SA)



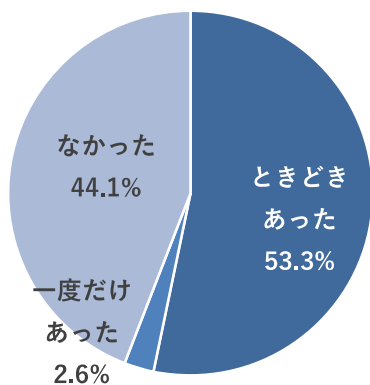
出典：能登半島地震（能登町）におけるトイレ事情調査 2025年 特定非営利活動法人日本トイレ研究所（災害用トイレ普及・推進チーム）
© NPO Japan Toilet Labo.

3

トイレ対策の重要性 「トイレ問題は災害関連死の引き金となる」

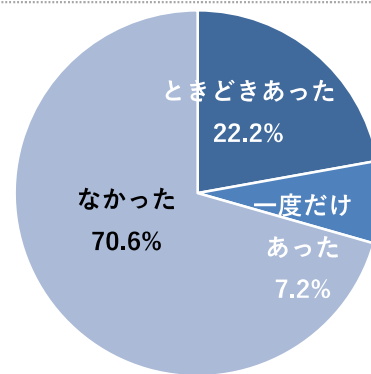
水分摂取を控えた55.9%

Q12. トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控えることができましたか？ (SA)



体調を崩した29.4%

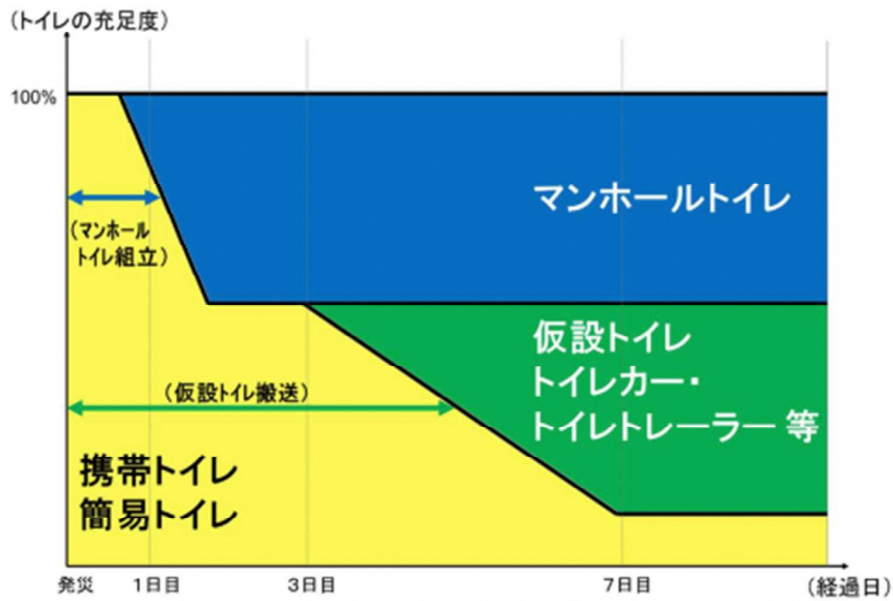
Q13. トイレを我慢したり、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控えたりすることで、体調を崩したことはありましたか？ (SA)



出典：能登半島地震（能登町）におけるトイレ事情調査 2025年 特定非営利活動法人日本トイレ研究所（災害用トイレ普及・推進チーム）
© NPO Japan Toilet Labo.

4

トイレ対策の基本的考え方「時間軸に応じて、切れ目なく組み合わせる」



出典：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン、令和7年10月（国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ）

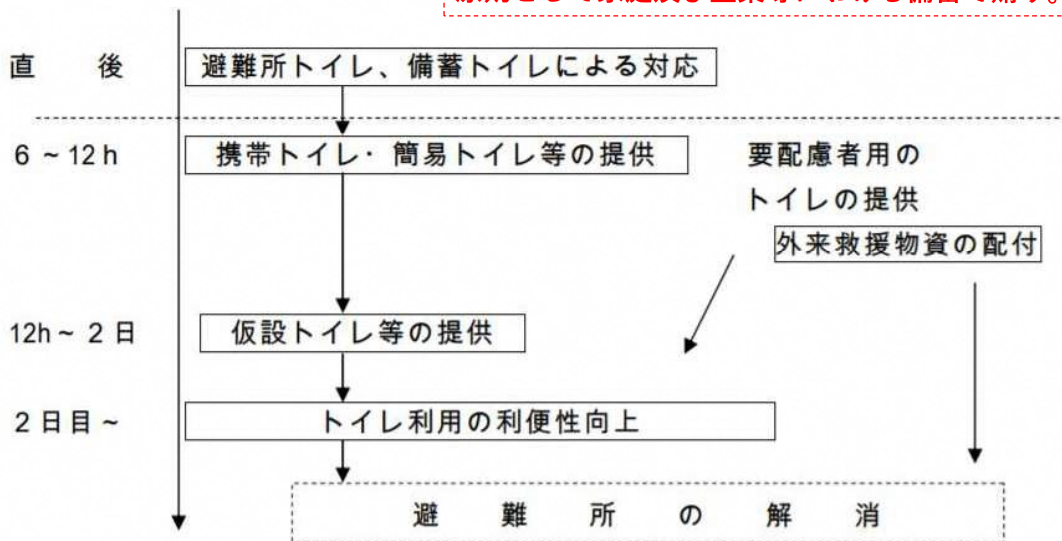
© NPO Japan Toilet Labo.

震災対策編 第3章 第23節 トイレ対策計画

3 業務の体系

☆地震発生

「最低3日間、推奨1週間」分の必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。



市町村地域防災計画において「トイレ対策責任部門」を定める

出典：新潟県地域防災計画

© NPO Japan Toilet Labo.

災害時にトイレを利用できる状態にするための課題

1. 行政におけるトイレ司令塔および部署間の連携体制の構築
2. 災害用トイレの時間経過に応じた確保方法の作成
3. 避難所等におけるトイレの確保・管理計画およびマニュアルの作成
4. 災害用トイレの質の確保
(携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ、トイレカー等)
5. 仮設トイレ・トイレカー等の設置状況の把握と維持管理体制の構築
6. し尿・トイレごみの発生量の算定と回収・処理に関する支援体制の構築
7. 災害時にトイレを運用するための研修 (市民・企業・団体・自治体職員等)

© NPO Japan Toilet Labo.

参考1：携帯トイレに関する規格の作成および適合評価

災害時におけるトイレの初動対応として、携帯トイレ*1を備えることは有効な手段である。その一方で、最近では様々な製品が流通しているが、市民や自治体、企業・団体等は何を基準に選べばよいか判断が難しい状況にある。日本トイレ研究所では、災害時に安心して使うことができる携帯トイレを選ぶために規格を作成し、規格に適合した製品リストを公開している。

*1 携帯トイレとは、断水や排水不可となった洋式便器等に設置して使用する袋タイプのトイレ

○ 評価項目

- 1) 構造 (必須項目)
- 2) 性能
 - (1) 吸収性能 (必須項目)
 - (2) 防臭性能 (任意項目)
- 3) 表示 (必須項目)



携帯トイレに関する規格適合評価
を得た製品一覧

参考2：移動式トイレを有効活用するための運用・維持管理（案）

地方自治体が所有する移動式トイレ（トイレカー、トイレトレーラー、トイレコンテナ等）の
実践的・効果的な運用・維持管理を地域のし尿収集団体・事業者等と連携して実施する。

1. 目的

地方自治体とし尿収集団体・事業者等が連携して移動式トイレの運用・維持管理する体制を構築することで、平常時と災害時の移動式トイレの活用を両立し、地域の防災力を高めることを目的とする。

2. 現状の課題

- ・専門的な知識や資格を有する自治体職員が必要になる
- ・設置・給水・くみ取り・清掃管理等を切れ目なく実施する必要がある
- ・安心・安全に利用できるトイレ環境整備が必要である

3. 実施内容

地方自治体が所有する移動式トイレの運用・維持管理をし尿収集団体・業者等に協定・委託などにより、以下の内容を自治体の指示に基づき実施してもらう。

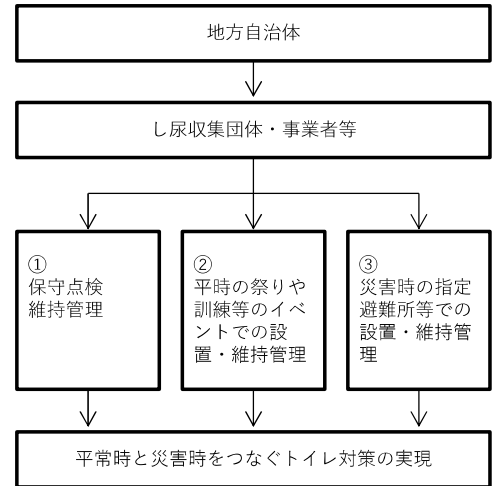
- ①維持管理や保守点検等を実施し、必要時に出動できるようにする
- ②自治体主催の祭り・訓練等のイベントに設置し、利用できるようにする
- ③被災時に地元の指定避難所等に設置・維持管理し、利用できるようにする

4. 期待する効果・メリット

自治体：平常時および災害時における移動式トイレの運用・維持管理を適切かつ素早く実施できる。移動式トイレの有効活用及びトイレ対策の市民啓発につながる

事業者：専門性を生かして地域貢献事業ができ、し尿・汚泥収集業の重要性に対する市民理解が深まる

市 民：平常時のイベントや災害時の避難所等で、快適で清潔なトイレを利用できる



図：移動式トイレの運用フロー